

海外経済要録

国際機関

◇IDA(国際開発協会)の資金強化案

昨年9月9日の理事会で決定をみたIDAの資金強化案(1965年から3年間にわたって合計750百万ドルの拠出を定めようとするもの、38年10月号要録参照)は、本年3月1日までに分担金拠出総額750百万ドル中600百万ドル以上を占める12か国以上の批准が行なわれたときに発効することとなっていたが、このほどこの期限が、「3月1日」から本年「6月1日」に延期された。

これは、最大の拠出国である米国の批准に関する議会の審議が、下院における関係法案の否決によって遅延しているためである。

◇OECD経済政策委員会会議の開催

OECD経済政策委員会は2月24、25、26日の3日間パリのOECD本部で恒例の会合(26日には同委員会第3作業部会の会合を開催)を開き、とくに当面の物価ならびに国際収支問題を中心に討議を行なった模様である。このうち物価問題については健全成長、インフレ阻止の観点から所得政策の重要性が再確認され、また、本年の国際収支については、米国(特別取引を除く基礎収支で昨年の30億ドル赤字が20億ドル赤字に)、西ドイツ(同11億ドル黒字が13億ドル黒字に)の好調、英国(同1億ドル赤字が4億ドル赤字に)の悪化、イタリアの引き続く不調が見込まれるおりから、国際均衡の回復について真剣な論議が展開されたと伝えられる。またとくに最近における西ドイツ国際収支の黒字累積傾向が問題となり、同国の資本流入抑制ないし資本輸出策のいっそうの推進が検討された模様である。なお、本委員会に出席した米英両代表者の間に、2月27日実施の英國公定歩合引上げについて事前の打合せが行なわれたとも報ぜられている。

米州諸国

◇米国、減税法成立

昨年1月ケネディ前大統領によって提出された減税法案(38年2月号要録参照)は、幾多の修正の後本年2月26日、ついにジョンソン大統領の署名を得て成立した。これによれば、若干の税制改革を含めたネットの減税総額

は、平年度115億ドル(個人所得税91億ドル、法人所得税24億ドル)と史上最大の規模に達し、今後の米国経済にとって大きな刺激要因となるものと期待されている。なお、減税は1964年1月に遡及し、1964年(77億ドル)と65年(38億ドル)の2段階にわけて実施される。

原案では、総額136億ドルの減税を1963~65年までの3段階にわけて実施し、同時に34億ドルの歳入増を織り込んだ種々の税制改革をも実行し、結局ネット102億ドルの減税を見込んでいた。しかし、その後議会において税制改革に対する反対が強く審議は難航し、政府は主要な税制改革を断念するやむなきに至った。

本法案は昨年9月25日下院本会議を通過(減税額110億ドル)したのち、上院でも審議の引延しに会っていたが、ジョンソン新大統領は法案の早期成立を要請する一方、財政支出を極力削減する努力を示したため、議会筋もこれを好感してようやく本年2月7日上院本会議を通過した(減税額116億ドル)。その後両院協議会における調整と両院の可決を経て、最終法案は頭書のごとく原案提出以来約13か月ぶりに成立をみたのである。

そのおもな内容は次のとおり。

- (1) 個人所得税率は現行の最低20%(課税所得2,000ドル以下)、最高91%(同20万ドル超)から、1964歴年の所得については16~77%、65年分については14~70%に引き下げられる。また64年から最低税率適用所得は1,000ドル以下、最高段階は40万ドル以上に変更される。なお、源泉徴収税率は直ちに現行の18%から14%に一挙に引き下げられ、この結果個人可処分所得は月額約8億ドル増加すると期待されている。
- (2) 法人税率は、現行の普通税率30%(所得総額につき)、付加税率22%(総所得のうち25,000ドルをこえる分につき)、計52%から、1964歴年の所得については普通税率22%、付加税率28%、計50%に、65年以降の所得については普通税率22%据置き、付加税率26%、計48%に引き下げられる。また納税予定額10万ドル以上の法人については、法人税の納期(年4回分納)を漸次繰り上げ、1970年までに現行納期をすべて6か月繰り上げることとする。
- (3) 今回実施される税制改革は差引き1億ドルにも満たない歳入増をもたらすにすぎないが、おもなものは次のとおり。

イ、最低基礎控除(300ドル、プラス扶養家族1人につき100ドル)を設ける。ただし基礎控除最高限度額を1,000ドルとする。これにより夫婦2人の家庭の免税点は1,333ドルから、1,600ドルに引き上げられる。減税額320百万ドル。

ロ、減価償却について、設備投資に対する7%の税額控除分を実際の原価から差引いた額をもって当該設備の原簿価とする現行の取扱いを廃し、100%の原価をもって簿価とする。減税額200百万ドル。

ハ、そのほか、転勤費用に対する税額控除枠拡大、65才以上の老令者の家屋売却益に対する課税方法の改正、およびその医療費に対する税額控除の拡大、ならびに作家、俳優など毎年の所得額の変動が大きい層に対する新しい所得平準化方式の採用などにより、減税額120百万ドル。

ニ、株式配当所得に対する現行の税額控除(50ドルの基礎控除プラス残額の4%)を、1964歴年の所得については100ドルの基礎控除プラス残額の2%、65年以降の所得については100ドルの基礎控除のみとする。増税額300百万ドル。

ホ、株式選択契約(stock option)にあたり、契約価格は契約時の市場価格を下回らないこととし、また契約の実行は契約後5年以内であること、当該買入れ株式の売却は契約実行後3年以後に限ることを新たに規定。もし契約実行後3か年以内かつ6か月経過以後に当該株式を売却する時は、契約価格と実行価格の差額は通常の所得とみなし、契約実行価格と売却価格との差額のみを譲渡利得扱いとする。税額の増減なし。

◇米大統領、議会に对外援助教書を提出

ジョンソン大統領は、3月19日、議会に对外援助教書を提出し、1965会計年度の对外援助支出予算として34億ドルを要請した。

今回の予算要請にあたって大統領は、最近のきびしい对外援助政策に対する批判を考慮し、予算の縮小とその効率的運用をいっそう厳格に推進する決意を明らかにした。そしてこれを実現するための基本方針として、①現実的な予算要請、②資金の効率的配分、③民間資本の動員、④海外先進国による援助肩替りの促進、⑤援助行政の能率向上、という5項目を打ち出し、これに基づき次のような具体的勧告を行なっている。

(1) 明年度の对外援助支出予算として総額34億ドル(うち軍事援助10億ドル、経済援助24億ドル)を要請する。これは昨年の改訂要請額45億ドルを11億ドル下回る緊縮予算であるが、64年度からの繰越し分を含めれば実際支出額はほぼ64年度と同一水準になる(今年度の実際支出額約36億ドル)。

(2) この予算を効果的に使用するために、被援助国および援助対象計画を厳選し、被援助国にはいっそうの

自己努力を要請する。すなわち軍事援助は共産圏隣接の11か国(ギリシア、トルコ、南ベトナム、国府、韓国など)に集中する。経済援助については、自立化達成とともに17か国に対する援助が打ち切られたほか、近い将来14か国が現地通貨による返済可能の借款および贈与を必要としなくなるものと見込まれる。

(3) 一方低開発国の経済開発を促進するため、民間資源の積極的動員をはかる。この目的のために、①経営者サービス部隊(Executive Service Corps)を創設し、低開発国の民間企業に指導と助言を与えるとともに、②低開発国に対する民間投資について税制上の優遇措置(tax credit)を講ずるよう勧告する。

(4) 同時に海外先進諸国に対し援助を引き続き拡大するよう要請する。そのためにも懸案の国際開発協会(IDA)に対する追加出資(312百万ドル)を早急に承認するよう議会に要請する。

(5) また援助活動の能率向上のため、国際開発局(AID)の職員の削減(65会計年度末までに、1.2千人整理)、および援助使節団要員の整理統合を進める。また民間人より成る援助問題諮問委員会(General Advisory Committee)を設置して、援助計画を継続的に検討する予定である。もっとも現在の国際開発局を中心とする援助機構については当面改編の要はないと認められる。

今回の予算要請額は1948年に对外援助が発足して以来最低のものであり、大統領もこの計画が米国にとって「浪費も後退もない」計画であることを強調している。しかし援助に対する議会内外の批判は依然かなり強く、加えて公民権法案の問題もあり、今後これら諸提案の審議はかなり難航が予想される。

◇米国、法定金準備率の廃止勧告

上下両院合同経済委員会は3月19日、国際収支問題に関する報告書を発表し、国際収支対策の一環として、各連銀が連邦準備券および預金債務のそれぞれに対して保有すべき金証券の準備率25%(連邦準備法第16条(3))を直ちに廃止するよう勧告した。

この種の議論はとくに目新らしいものではないが、議会の委員会で正式に採りあげられたのは初めてであり、その意味で注目されている。しかし、この趣旨の法案が上程された場合最初に審議を行なう上下両院銀行委員会は目下のところ本問題に熟意を示していない模様であり、法案提出の可能性は少ないと伝えられている。ちなみに1964年1月末現在、12連銀の金証券保有高は152億ドル、金準備率は30.4%と法定準備率を5%方上回って

いるにすぎない。

なお、本報告書は国際収支問題を広範に扱っているといわれるが、その内容は不明である。しかし、伝えられるところによれば、①国際金融上、金、ドル、ポンドへの過度の依存を減らすための方策につき検討すべきものとしていること、②為替相場の変動幅(現行1%)の拡大を各国と協議検討すべきことなどの勧告も含まれている模様である。

◆米国、1963年第4四半期中の金売買高

米国財務省の発表によれば、1963年第4四半期中の外國公的機関および国際機関に対する金売買高は売却超15百万ドルにとどまり、この結果年間では売却超392百万ドル(前年売却超833百万ドル)と57年以来の最低を記録した。これは主として昨年末におけるソ連の金売却の結果、金プールを通じる英國からの買入れがふえたことによるものとみられている。

1963年第4四半期および年間の金売買高

(ーは米国の純売却、+は純買入、単位・百万ドル)

	1963年第4四半期	1963年中	1962年中
フ ラ ン ス	ー 101	ー 518	ー 456
英 国	+ 131	+ 329	ー 387
オーストリア	ー 32	ー 82	ー 143
ス ペ イ ン	—	ー 130	ー 146
アルゼンチン	ー 30	ー 30	+ 85
ブ ラ ジ ル	+ 28	+ 72	+ 57
そ の 他	ー 11	ー 33	+ 157
合 計	ー 15	ー 392	ー 833

◆カナダ、新年度予算案提出、カナダ化措置の撤回

カナダ政府は3月16日、1964/65会計年度予算案(1964年4月～65年3月)を国会に提出した。本予算の歳出は7,155百万ドルと前年比3.8%増、歳入は自然増収を見込んで6,700百万ドルと前年比7.9%増を計上、これに老令保障基金から15百万ドルを繰り入れ、結局赤字幅は440百万ドルと前年推定実績749百万ドルに比べ大幅に改善されている。

米国において歳出予算の圧縮、赤字の縮小および減税が好評裡に行なわれた後だけに、国民の間には本年度予算案につき米国と同様の措置を期待する空気も強かつたといわれる。しかし政府としては、本年5.5%のGNP成長率が期待されるときに減税など財政面からの刺激を加えることは、新たな国際収支危機を招来し、またインフレを再燃させるおそれもありうるとして、減税は行な

わず、財政赤字を削減する方針をとったものである。ただし教育支出に対する所得税控除範囲の拡大、低開発地域の産業に対する税制上の優遇措置など若干の政策減税が提案されている。

本予算案の提出に関連して最も注目されるのは、同国産業の「カナダ化」の一環として昨年6月提案され、12月に国会を通過成立していた对外配当支払に対する源泉徴収税率の引上げ(外国資本出資比率が75%以上の企業について非居住者に対する配当の源泉徴収税率を1965年1月1日以降現行の15%から20%に引上げ)を撤回する旨表明したことである。これに關しカナダ政府は、米国において法人税の減税が実施されることになった結果、米国側企業にとって対カナダ投資を国内投資と同程度に魅力的にするためには本件税率引上げを取り止めざるを得なかったと説明している。もっとも、これに対しては、本件税率の引上げは現行の米加租税協定の規定により同協定自体の失効を招くこととなり、これを避けるため新協定の取決めも最近不成立の公算が大きくなってきたため、今回の措置がとられたとみる向きもある。

◆中米5か国、通貨同盟設立協定に調印

中米共同市場加盟5か国(グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ)の中央銀行総裁は、2月25日、中米通貨同盟(Central American Monetary Union)設立に関する協定に調印した。

この同盟の究極の目標は将来5か国の單一通貨を制定することにあり、今回の協定はその第一歩として同盟の組織作りを進めようとしたものである。すなわち本同盟は統合通貨会議(The Integrated Monetary Council)、行動諮詢委員会(Consultative Action Committee)および事務局(Executive Secretariat)の3機関によって構成され、最高機関たる統合通貨会議のメンバーとしては各国中央銀行総裁が予定されている。なお設立協定は各國議会の批准をまつて発効することとなる。

中米共同市場(1961年6月発足)は1965年末までに域内取引の自由化と對外共通関税の設定を目指して種々の行動を開展しているが、その一つとして域内取引の多角的決済を目的とした中米決済機構がすでに設立(61年8月)されており、その計算単位として現在中米ペソ(=1米ドル)が採用されている。これを發展させて共通通貨を制定する計画はかねて同決済機構を中心に検討されていたものである。

もちろん共通通貨実現の具体的方策は本同盟における今後の討議にまたねばならないが、中米経済の統合促進上今回の協定調印は重要な意義をもつものとみられる。

歐　洲　諸　國

◇ EEC銀行連合会大会の開催——金融資本市場統合への動き

さる3月3日西ドイツ、フランクフルトで開催された EEC銀行連合会(Fédération bancaire de la C.E.C.) 大会において、欧州金融資本市場の統合につき活発な討議が行なわれたが、同大会で採択された決議事項および主要演説は次のとおり。

(1) 決議事項

イ、ユーロ・ダラー市場は、国際流動性配分の均衡化に大きく貢献しており、金融市场統合に対する重要な前提条件としての役割を果たしている。同市場の育成は大いに望ましい。

ロ、資本市場統合のためには、現在なんらかのかたちで残存している資本移動に関する為替制限を撤廃すること、起債制限および証券取引税法を共通化することなどの措置が必要である。

ハ、英國銀行家協会(British Bankers' Association)との間に、欧州資本市場統合の可能性などにつき意見を交換するため、連絡委員会(contact committee)を創設する。同委員会には、EEC側6名、英國側2名の(いずれも頭取級)代表者を派遣し、毎年2回程度会合を開く(本連絡委員会の設置については、1961年から62年にかけて、英國とEECとの間で折衝されてきたが昨年英國のEEC加盟挫折に伴い中絶していたもの。本件については英國側もすでに同意して本年4月には、アムステルダムにおいて同委員会の開催準備のための事務打合せが行なわれる模様)。

(2) 主要演説

イ、Freiherr 氏(Galkenhausen銀行)：現在のユーロ・ダラー市場での取引で無視できないのは、各企業が直接資金取入れを行なっていることである。ところが、こうした企業の直接借入については、各國とも届出義務を課していないため、資金の出し手銀行としては、当該企業のユーロ・ダラー市場における負債状況ならびにその内外負債ポジションを把握しえない実情にある。この点につき、なんらかの措置を講ずることが急務である。

ロ、Hans Karl von Mangoldt氏(欧州投資銀行)：欧州投資銀行の信用供与は大企業のみならず、中規模の企業に対しても行なわれる。また、欧州投資銀行は单一欧州資本市場の育成に興味をもつてゐる。

◇ 英国、地方公共団体、短期金融市場において1年物債券を発行

マンチエスター市はこのほど2回にわたりロンドン短資市場において期間1年の短期債券を発行した(第1回目は2月26日、金額50万ポンド、金利4.5%、第2回目は公定歩合引上げ後の3月11日、金額1百万ポンド、金利5%、いずれも額面発行)。発行にあたっては第1回目はdiscount house 12社中2社が、第2回目は12社全社が引受け参加した。この種の債券発行は英國では全く新しい試みであるが、本方式は①従来超短期債務の累増が問題となってきた地方公共団体にとって、比較的安定的な資金を割安に調達しうること(現在地方公共団体向け短資市場の1年物貸付金利5½%)、また②TBおよび商業手形業務が頭打ち状態にあるdiscount house にとっては格好の投資物件でありその業務拡大に資するとみられること、などからこの方式の今後の発展を歓迎する空気が強い(現在1年前後の期近物国債利回りは4%%)。なお、本措置に対し英蘭銀行としては静観の態度をとっており、当面の同行貸出の担保適格扱いにはなっていない。

◇ 英国、企業の独占、合併および取引活動制限に関する白書を発表

英國政府は3月5日、企業の独占、合併および取引活動制限に関する白書を発表した。これは企業の公正な競争を通じて物価騰貴の抑制をはかるため、独占などに対する現在の規制機能の実態を分析し、今後必要な改正点を明示したものである。現在これらの問題は、1948年のMonopolies and Restrictive Practice Act および56年のRestrictive Trade Practice Act を根拠として取り扱われているが、本白書では現行法の下では①独占委員会(Monopolies Commission)が調査と判断の両機能を併有し、かつ機構弱体なため事案の審査に長期間を要していること、②同委員会の判断に応じこれを現実に処理する政府の権限に欠けていることなどの不備があるとし、次のような改正点を指摘している(法制化は総選挙後になる見込み)。

(1) 独占、合併問題に関する調査判断の能率を高めるため、新たに専門調査機関(Register of Monopolies)を設置するとともに独占委員会を拡充する。

(2) 専門調査機関は商務省の指示を受けて主として独占問題に関する事実調査を行ない、問題のあるケースを独占委員会に提出する。同委員会はこれに基づき最終判断を行なう。

(3) 合併に関する調査と判断については同様に商務省

の指示を受けて從来どおり独占委員会が一括行なう。
なお、同委員会は上記のほか商業サービス部門の公衆に対するサービス状況に関する調査を行なう。

(4) 政府は独占委員会の下した判断に基づき不公正な独占・合併を是正ないし中止させる権限が与えられる(從来は単なる勧告にとどまる)。

(5) なお、競争回避のための情報交換、企業間の不公正な取決めなど公衆の利益に反する行為に対しては、從来どおり公正取引裁判所(Restrictive Practices Court)が審査執行する。

◆ N E D C に 5 小委員会を設置

N E D C(国民経済発展審議会)は3月10日、N E D C内に化学、電子工業、工作機械、製紙、製薬のそれぞれの産業部門に関する五つの小委員会(俗称little neddy)を新設する旨発表した。各委員会は当該産業の経営者、労組代表のほか政府およびN E D Cの代表が加わり計12~16名の委員から成る。そのねらいはN E D Cの行なう計画策定にあたって各部門の情勢分析をより的確に行なうことにあるが、N E D Cと各産業部門との連繋が緊密化することによって経済政策のいっそう効果的な運営が期待されよう。なお、N E D Cの対象とする17産業中他の12産業についても同様の小委員会が近く発足するものとみられる。

◆ 西ドイツ、ブンデス銀行の外資対策

かねてから対外準備の過度の累積に苦慮していた西ドイツ・ブンデス銀行は、このほど從来からの長期金利引下げ政策に加え、下記措置の実施を決定した。

(1) 非居住者預金に対する支払準備率を、金融機関の種類、所在地別の区分なく一率に、要求預金30%(現行7~13%)、定期性預金20%(同6~9%)、貯蓄性預金10%(5~6%)と、それぞれ法定最高限度一杯まで引き上げる。これにより非居住者預金に対する準備率は1962年1月31日以前の水準に戻ることとなる。

(2) 非居住者定期性預金に対しては、ブンデス銀行の許可をえた場合にのみ付利できることとする(1962年5月定期性預金につき付利禁止を解除、ただし要求預金についてはなお付利禁止が継続されている)。上記(1)、(2)は4月1日以降実施。なお、貯蓄性預金については從来同様付利できる。

(3) 市中金融機関が米国T Bを購入した場合(購入単位は百万ドルとする)には、市場実勢より有利なスワップ・コストで米ドルを補てんする(ブンデス銀行が市中に対しドルの現売先買を行なう)。本措置は3

月10日以降実施。

なお、上記ブンデス銀行の外資対策のほか、政府は3月下旬、非居住者の国内確定利付証券利子所得に対し、新たに25%の資本利子税を課すことを決めた。また、非居住者新規起債については、現行の証券発行税(2.5%)を廃止することとした。

◆ 西ドイツ、戦後初の外国政府債の発行

さる2月26日フィンランド政府は400万マルク相当の国債を西ドイツで起債することを決定、西ドイツ政府の同意を得た。発行条件は表面金利6.25%、発行価格98%、期間最長15年半(ただし、5年半据置き後毎年均等償還)となっており、引受け団はDresdner Bankを幹事とし、他の2大銀行、地方銀行、個人銀行などがこれに参加している。

なお、同証券については、1ドル=4マルクの固定相場によってドルによる元利払を受けることも可能となっている。

本起債は西ドイツにおいて戦後初めて起債した外国政府債であり、外国国債の引受けによる資本輸出の道がこれにより新たに開拓されたものとして注目されている(売出し後の市場での人気は、表面金利が他の証券に比しかなり高率であったため、非常に好調であったと伝えられている)。

◆ 西ドイツにおける主要な企業合併

さる2月中旬西ドイツにおいて、下記のとおり、鉄鋼および光学写真関係の主要企業の合併があいついで行なわれ、この結果それぞれの企業規模は当該業種において有数のものとなった。

(1) 鉄鋼関係—Thyssen-Hütte社とPhönix Rheinrohr社の合併

Thyssen-Hütte社はRhönix Rheinrohr社株の52%(144百万マルク)を取得した(合併の際の株式交換比率は1対1)。両社はもともと鉄鋼財閥Fritz Thyssen氏支配下の單一会社であったが、第2次大戦後連合国財閥解体策の一環として分離されたものであり、今回の合併により一応旧に復したこととなる。なお、最近1年間の両社の生産高合計は7.1百万トン(生産能力8百万トン)、売上高37億マルクとなっており、合併後の規模は西ドイツ鉄鋼会社中最大となった。

(2) 光学写真関係—Agfa社とGevaert Photo-Producten社(ベルギー)の合併。

当面両社はそれぞれ新法人に改組し、相互に50%ずつの資本参加を行なう形をとる。(新法人は7月1日か

ら発足。これは、両国の現行法の下では国際的な企業合同が正式には不可能であるためにとられた便宜措置であって、実事上は企業合併と同じ)。このように国籍の異なる企業が事実上合併したことについては、最近公的および私的金融協調がとみに進捗しつつあることに刺激されたものとして重要視する向きもある。なお、今回の合併により、両社を合わせた売上高(1963年)は12億マルクに達し、米国 Kodak 社(1962年売上高10億ドル)には依然劣るもの、欧州大陸では最大の光学写真関係企業となる。

◇フランス、長期国債を発行

フランス政府は3月上旬、本1964年中に総額35億フランの長期国債を発行する方針を決定し、うち15億フランが3月16日発行された。この目的は昨年における総額30億フランの発行と同様①国庫の資金調達方式を短期の大蔵省証券から長期の国債に漸次切り替えること、②民間の流動性を吸収すること、の2点にある。今回発行分の条件は期間20年、利子は4.75%で最初の10年間についてのみ免税扱い、期限前償還は行なわれない。

◇フランス、所得政策に関するマッセ報告発表

フランスでは昨年10月、フランスの近代化計画(長期計画)推進機関である近代化本部(Commissariat)の中に所得審議会(Conférence des revenus)が設置され所得政策に関する審議を行なってきたが、2月末その報告がマッセ(近代化本部長兼所得審議会会长)によって発表された。同報告は①所得政策の存在意義、②審議会で検討された事項、③今後とるべき方策に関する提案の3部に分かれている。その概要次のとおり。

(1) 所得政策は統制経済を目指すものではなく、誘導的(indicatif)な性格のものである。これは所得の不平等な分配を避け完全雇用を維持しつつ、急速かつ均衡のとれた経済成長の実現に寄与することを目的とする長期的な対策であって、伝統的な諸経済政策を補完するものである。

(2) 所得政策は第5次4か年計画(1966~69年)から本格的に実施することとし、それまでに次のような準備を行なう。

イ、国立統計経済研究所(INSEE)、経営者団体、労働組合などと密接な連絡を保ちつつ所得の統計的実証的研究を行なうための委員会を設置する。

ロ、所得政策に関する総合的調査ならびに諮問機関として所得政策専門家委員会(College d'étude et d'appréciation des revenus)を設置することとし、

その機構、運営方針などの細目を本年11月までに決定する。

ハ、現存の経済社会審議会(Conseil économique et social)は所得政策一般に関しても意見を表明することとする。

(3) 準備期間を終え所得政策を本格的に実施する1966年からは、政府が毎年所得の種類に応じて望ましいとみられるおよその増加率を設定し、上記専門家委員会がこれを審査するものとする。

◇フランス、国家雇用基金の細目決定

労働市場の流動化のため今春発足が予定されていた国家雇用基金(Fonds National de l'Emploi)について、2月25日以下のような細目が明らかにされた。

(1) 主たる受給対象者——原則として職業訓練(F.P. A: formation professionnelle des adultes)を受けつつある成人失業者。集団解雇されたが労働契約がまだ失効していない労働者に対しても適用される。

(2) 基本給付額——原則として離職前3か月の平均給与(時間外手当その他の特別手当を含まず本俸のみ)の80%相当額。ただし政府がとくに奨励する産業部門の職業訓練に従事している受益者に対しては90%までの引上げ支給が可能。

(3) 移動手当(primes de transfert)——職業転換のため労働大臣の認可を受けた地域間を移動する労働者に対しては、最低保証賃金の4か月分から12か月分までの間で家族構成、移動距離に応じて支払われる。

なお、関係各省、労働組合、経営者団体の代表からなる最高雇用委員会(comité supérieur de l'emploi)を新設し、労働大臣に対して労働の不足している地域ならびに産業部門の現状を答申することとなっている。

◇イタリアの対外借入取決めと IMF 引出し

(1) 3月14日イタリア政府は同國の対外支払能力を強化し、経済安定に必要な時間的余裕を得るために米国財務省および欧州主要中央銀行などとの間で総額10億ドルに上る借款の一括取決めを行なった旨発表した。その内容は次のとおり。

イ、イタリア銀行と米国財務省および欧州主要中央銀行との間のスタンダードバイ・スワップ、550百万ドル(期間6か月)。

ロ、米国輸出入銀行からのスタンダードバイ借入、200百万ドル。

ハ、米国農産物輸入代金に対するCCC(商品金融会社)を通ずる信用供与、250百万ドル(期間3年)。

(2) さらに同国は3月31日 IMF ゴールド・トランシュを引き出した。

なお、上記諸措置に加え29億ドルの外貨準備(1月末現在)、および既往 F R Bとのスタンダバイ・スワップ枠250百万ドルを有しており、また現在保有中のリラ建米国財務省証券(150百万ドル、いわゆるローザ・ボンド)については明年期限到来の際現金償還も可能であるので、当面の国際収支危機はまず克服可能とみられている。

◇イタリアの農業改革法案

政府は2月13日、連立政権の基本的経済計画の一つとして示された農業政策(農業部門における生活および労働条件を他の生産部門と同程度の水準に引き上げることを基本線としている)を具体化するため、農業の基本的改革に関する下記内容の法案を決定、国会へ上程した。

(1) 現在実施中の折半小作制度(mezzardiaと呼ばれるイタリア独特の前時代的小作制度で、地主は資本と土地を、小作人は労働力をそれぞれ提供して収穫物を折半するという制度)を20年以内に廃止することとし(廃止後は、地代利子のみを支払うこととなる)、当面小作人に対する収穫物の配分比率を最低58%(現行53%)、この最低配分比率は1951年以降法律により定められている)に引き上げる。

(2) 自作農家を増加させるため、農地改革を一段と推進し、かつ零細農地の統合を促進して農業生産性を高める。

(3) 従来土地購入資金の供給を主として行なってきた農地改革公団(Enti di riforma)の業務を新設の農業開発公団(Enti di Sviluppo)が吸収し、土地購入資金だけではなく農業合理化資金(農業機械の購入資金など)についても長期かつ低利(たとえば農地の購入などについては期間40年、利子1年、農業用機械、農器具、家畜などの購入については期間5年、利子年2%)の融資を行なう。

(4) 農民の租税負担を軽減するために不動産税を現行の10%から6%に引き下げるほか、土地登録税(なかなかんずく零細農地に関して)および譲渡税などを引き下げる。

上記の諸法案は、過去2年間にわたり検討が進められてきた重要な懸案であったが、これらがいよいよ国会に上程される運びとなったのは、主として、

① 農業の基本的改革が遅延しているため、農村におけるキリスト教民主党地盤が弱体化しつつあること。

② 離農傾向の激化(注)から、このまま推移すれば基

本的農業生産をも確保しえないと懸念が強まっていること、などによるといわれている。

(注) 農業人口の全労働力人口に対する割合は終戦時の40%から昨年末26%に低下。

なお、これと平行して、政府は①南イタリア開発業務の拡大のため南イタリア開発銀行(Cassa per il Mezzogiorno)出資金の増額(600億リラ→800億リラ)、および②価格自由化のため、バナナの政府専売制の廃止(1965年1月1日から実施)(注)を決定した。

(注) 専売制度の廃止による歳入減は、バナナ消費税の新設により補てん。

◇オランダ、預金利上昇のきさし

オランダ経済は、このところ物価・賃金の高騰など、かなりの過熱状態にあるが、これを映じて金融面でも漸次ひっ迫の度合いが強まっている。すなわち、コール・レートの高騰のほか、資金吸収の促進をねらって、次のとおり市中預金利の引上げが目立ち始めてきた。

(1) 中央農業信用銀行(Co-operative Centrale Boerenleen)理事会は、加盟機関に対し、貯蓄性預金利の一率4%引上げ方を通告した(これにより、引上げ後の金利は、普通貯蓄性預金3 1/4%、定期性預金3 1/2%となる)。

(2) 有力商業銀行 Nederlandsche Handel-Maatschappij は2月16日以降貯蓄性預金利の引上げ(3 1/4%→3 1/2%)を実施した(同時に同預金最高預入限度を個人については50千ギルダー、法人については100千ギルダーに引き上げた)。なお、金利4%の新種預金(残高5千ギルダーまでは期間3ヶ月、それ以上は期間6ヶ月、預入限度は同上)の導入も考慮中と伝えられている。

◇ベルギーの賦払信用規制および金融監督の強化

2月26日、政府は引き続く物価の上昇傾向に対処するため、賦払信用規制の強化措置を発表した。その内容は下記のとおりである。

対象品目	頭金率の引上げ	期間の短縮
	(現行)(改正)	(現行)(改正)
乗用車(新車)	25%→30%	3年→2年半
家具・ラジオ・電気器具類	15%→20%	2年半→3年
旅行関係サービス	—	6ヶ月→5ヶ月

これまでベルギー政府はインフレ抑制のため、中央銀行割引率引上げ(1963年7月3.5%→4%、同10月4%→4.25%)、中央銀行貸付利率の引上げ(1964年2月一率0.25%引上げ)など金融面の対策に加え、一部消費財価格の直接的規制(昨年11月末の小麦価格の凍結)などを実施

してきたが、その後、物価の騰勢は依然鈍化のきざしをみせていない(本年2月の消費者物価は前年同月比+5.8%)。このためEEC委員会当局では、他のEEC諸国とともに、最近では同国のインフレを重視する傾向が強まってきた。今回の措置は、このような諸情勢を背景に行なわれたものである。

このような賦払信用規制の導入ないし強化は、すでにフランス(63年9月)、オランダ(64年2月)、イタリア(64年2月)であいついで行なわれており、EEC諸国におけるインフレ対策の有力な手段となっているが、とくにベルギーでは従来景気対策としてその信用条件(1957年7月以降条件規制)の変更が行なわれたことは一度もなかっただけに、今回の措置は注目される。

なお同日政府は、従来、貯蓄規制法の対象外にあった銀行以外の預金吸收機関を銀行監督委員会(Commissione Bancaire)(注)の監督の下に置き、その業務、流動性状態、投資態度などの規制を行なうこととを発表した。

(注) 勅令に基づき設置された銀行業務監督のための独立機関(organisme autonome)で、委員(7名)は国王が任命する。

この措置は、最近発展の著しい非銀行部門に対する監督行政を強化し、その経営健全化を主たる目的としていることはいうまでもないが、他面本措置によって当面の金融調整効果もある程度期待しうるとみられている。

◇スウェーデン中央銀行、貸出に対する一部懲罰レート適用の実施

スウェーデン中央銀行は対市中貸出抑制のため、2月27日以降同行貸出し利に対し一部懲罰的な高レートを適用することとなった。その内容は1961年5月から62年1月まで実施されたのと同様、市中銀行の中央銀行に対する借入額が自己資本の50%以上に達した場合、その超過分に対し公定歩合(4.5%)の2倍に上る9%という高レートを適用するものである。

同国では建築活動および個人消費需要を中心とする昨年央來の景気過熱化に対処し、昨年6月と本年1月の2回にわたり公定歩合を引き上げ(0.5%ずつ)たが、引き続き旺盛な資金需要がうかがわれるため今回の措置の実施に踏み切ったものとみられている。もっとも、現在、市中銀行の中央銀行借入依存度はそれほど高くないので、今回の措置が直ちに強い影響を与えるとはみられていない。しかし季節的資金需要期に加え、近く国債発行(6%、期間3年)による市中資金の吸収により金融市場は一段とひっ迫化することが見込まれているので、今回の措置は市中銀行の貸出抑制に漸次効果を發揮してゆくものとみられる。

アジアおよび大洋州諸国

◇インド準備銀行の金融引締め措置

インド準備銀行は3月11日、次のとおり高率適用制度の強化を発表、即日実施した。

- (1) 貸出限度額を法定準備預金相当額の100%(従来150%)に削減、このうち最低歩合(4.5%)および第1次高率(6%)適用限度額をそれぞれ法定準備預金相当額の50%(従来75%)に引き下げる。
- (2) 貸出限度超過分に対する適用金利を6.5%(従来6%)に引き上げる。

これは、最近、市中銀行貸出の増勢が目立ち、とくにこれが穀物など供給不足物資の買占め資金に流用される傾向が強まっているためとられたものである。なお、準備銀行では市中銀行に対し、今回の措置に伴い工業生産資金貸出を抑制しないよう、とくに要望している。

◇インドの1964/65年度予算案

インド政府は、2月29日、1964/65年度一般会計予算案(1964年4月~65年3月)を議会に提出、同時に税制改正案を発表した。

同予算案によれば、歳出は、地方開発の推進に伴う州政府交付金、国債償還費などの増加のほか、国境紛争に對処し前年度著増をみた国防費も引き続き増額をみており、総額は204億ルピー(42.9億ドル)と前年度当初予算を10.1%上回っている(同修正予算比11.8%増)。これに対し歳入は、租税の自然増収、国債の発行増を見込み、さらに後記の税制改正に伴う増税(4億ルピー)を織り込んで、209億ルピー(44億ドル)と前年度当初予算比14.1%増(同修正予算比9.4%増)を予定、結局歳入超5.3億ルピー(1億ドル)を計上している。なお、この歳入超過分は資本会計に繰り入れられ、開発支出にあてられる見込みである。

本予算案と同時に提出された税制改正案は次のとおりであるが、総じて高所得層に対する課税を強化する反面、低所得層に対する所得税を引き下げるなど所得の不均衡是正をはかると共に、重要産業の税負担を軽減することにより経済開発を促進しようとする方針が看取される。

- (1) 年収7万ルピーをこえるものに対する所得税率を最高75%に引き上げる反面、7万ルピー以下のものに対する税率を引き下げる。
- (2) 相続税、贈与税を大幅に引き上げる。
- (3) 支出税(年間36千ルピーをこえる支出に課税)を復活し、5~20%の累進課税を行なう。
- (4) 法人企業に対する特別利潤税(税引後の法人所得が自己資本の6%をこえる場合、その超過分に対し50

～60%を課税)を利潤附加税と改称するとともに、その課税方法を変更、税引後の法人所得が自己資本、社債発行高、長期借入金残高の合計額の10%をこえる場合には、その超過分に対して40%の課税を行なうこととし、企業の負担軽減をはかる。

(5) 鉄鋼、アルミニウム、機械、肥料、セメントなど特定の重要産業については、法人税額の10%および利潤附加税額の20%をそれぞれ減免する。

(6) 企業の内部留保の充実をはかるため配当に対し新たに7.5%の課税を行なう。

なお、政府は昨年新設した強制貯蓄制度(所得額の一割合を強制的に預金させるもの)を廃止し、これに代わるものとして、年収15千ルピーをこえるものに対し年金加入を義務づける年金貯蓄制度の創設を提案している。

インドの一般会計予算案

(単位・百万ルピー)

歳 入	歳 出		
	1963/64 年度 (当初 予算)	1963/64 年度 (修正 予算)	1964/65 年度 (予算)
	1963/64 年度 (当初 予算)	1963/64 年度 (修正 予算)	1964/65 年度 (予算)
所 得 税	1,200	1,157	1,415
法 人 税	2,220	2,750	2,950
消 費 税	6,875	7,034	7,503
關 稅	3,012	3,200	3,300
國 債	2,170	2,204	2,521
その他共計	18,361	19,136	20,951
歳入余剰	+ 883	+ 538	- 163
歳入不足			

(注) カッコ内、うち増税額

◇台湾の市中金利引下げ

台湾の中央銀行は、2月29日、市中銀行の預金・貸出金利の一部引下げを決定、3月1日から実施するよう各行庫に通告した。

引下げの内容は下記のとおりで、貯蓄性預金の金利の変更が中心となっている。今回の引下げにつき中央銀行当局は、従来同様高金利是正という政府の基本方針に沿って、市銀ならびに企業の金利負担を軽減することをねらいとしたものであり、最近における輸出ならびに物価(台北市の卸売物価は昨年中に6.5%の上昇)の動向にかんがみ、全体として小幅な修正に止めたと説明している。

ちなみに、台湾では昨年来糖価の国際的高騰を主因とする輸出の好調(昨年中49%増)に伴い、貯蓄性預金(貯蓄預金は昨年中32%増で総預金の伸び率26%を上回った)の伸長が顕著であるが、融資対象事業は限られており、貸出が伸び悩み、これが各行の経営面にかなりの影響を及ぼしていたものがある。

		(旧)	(新)
貯 蓄 預 金	1,2,3年物	月利	1.00% 0.9%
	6ヶ月	ヶ月	0.75 0.7
定 期 預 金	(3ヶ月)	ヶ月	0.5 据置き
	1ヶ月	ヶ月	0.375 0.35
貯蓄預金担保貸付		ヶ月	1.38 1.29
信 用 貸 付		ヶ月	

(注) 通知・普通預金および手形割引、その他担保貸付、輸出前貸などの金利は据え置かれた。

◇韓国銀行、公定歩合の表示方法変更と体系の改正

韓国銀行(中央銀行)は、公定歩合の表示方法を従来の日歩建てから年利建てに変更するとともに、その体系を次のとおり全面的に改正し、3月16日から実施した。

(1) これまで金融機関別、資金使途別に細分されていた公定歩合を、手形の種類別に統合、再編成する。

(2) 資金の質的統制を強化するため、商業手形などについて、融資順位にしたがって業種別(甲、乙、丙の3種)に金利差を設け、とくに丙種産業については市中金利と無さやないし逆ぎやとする。

なお、今回の措置と同時に、同行の決定する市中預貸金最高金利も年利建てに変更された。

韓国 の 公 定 歩 合 (主要分のみ)

	公 定 歩 合		市中貸出最高金利(参考)	
	新利率 (年利)	旧 利 率 カッコ内は年利換算	新利率 (年利)	旧 利 率 カッコ内は年利換算
輸出手形貸付	4.5%	日歩1.2錢(4.38%)	8.0%	日歩2.2錢(8.03%)
商業手形 割 引	甲種	10.5%		
	乙種	11.5%	日歩2.8錢(10.22%)	14.0% 日歩3.8錢(13.87%)
	丙種	16.0%		
その 他	甲種	12.5%	一般資金、中小企 業資金 日歩3.6錢 (13.14%)	
	乙種	13.5%		一般資金、中小企 業資金、官農資金 など 日歩4.3錢 (15.69%)
	丙種	16.0%	中小企業協同組合 事業資金 日歩2.3錢(8.39%)	16.0% 日歩4.3錢 (15.69%)

◇豪州準備銀行の支払準備率引上げ

豪州準備銀行は、商業銀行の支払準備率を従来の14%から15.5%に引き上げ、3月4日から実施した。

これは、本年初来再度にわたる支払準備率の引上げ(1月、10.8%から12%へ、2月、14%へ)にもかかわらず、国際収支の好調を主因に国内流動性の増加が続いている、景気過熱の懸念が一段と強まっているためとられたものである。

なお、同国では支払準備率引上げのほか、準備銀行の売オペレーション、政府による国債の公募(70百万豪ポ

ンド)など、多面的な引締め策が講じられている。

◇豪州輸出金融会社の設立

豪州の8大商業銀行は、2月27日、準備銀行に設けられている「特別長期貸付基金(注)」の融資対象とならない中期輸出金融(6か月~3年)の順便化をかるため、政府、準備銀行の指導下に、「豪州輸出金融会社(Australian Bankers Export Re-Finance Corporation Ltd.)」を新設する旨発表した。同社の概要は次のとおり。

- (1) 業務一商業銀行が行なった中期(6か月~3年)輸出金融に対するリファイナンス。
- (2) 資本金—2百万豪ポンド。出資内訳は、商業銀行1百万豪ポンド、準備銀行の「特別長期貸付基金」より振替え1百万豪ポンド。
- (3) 資金調達—当初の資金調達は、資本金2百万豪ポンドのほか、商業銀行借入10百万豪ポンド、保険会社など借入5百万豪ポンド(合計17百万豪ポンド)とし、なお不足する場合には準備銀行から3百万豪ポンドの範囲内で借り入れができる。

(注) 「特別長期貸付基金」は、商業銀行から預金額の4%に相当する資金を準備銀行に預入させ、これを生産、輸出のための中長期(3~8年)金融の回転資金として活用させる目的から一昨年4月新設されたものである(37年5月号、38年9月号要録参照)。

共産圏諸国

◇北朝鮮の1963年度経済実績

北朝鮮政府は、このほど1963年度経済計画の実績を発表した。その概要は次のとおりであるが、農業生産が順調であった反面、工業生産の増加率がかなりの低下を示したことが注目される。

(1) 農業一気象条件がきわめて悪かったのにもかかわらず、未曾有の豊作となり、とくに米穀生産が前年比48万トン増加した(食糧の推定実収高550万トン)。これは主として、かんがい・排水工事の進捗、水田面積の増加(4万ヘクタール)、農業用機械および化学肥料(供給量68万トンで前年比6%増)の供給増加などによるものである。また、畜産も発展し、めん羊、山羊および家きんの飼育数は前年比14~23%増加した。

(2) 鉱工業一鉱工業生産総額は前年比8%増加(1962年の増加率20%、1961年は14%)した。主要品目の生産高は次表のとおり。

(3) 投資一経済部門に対する基本建設投資額は620百万ウォン(公定レートは1ウォン=0.7493ルーピル)で、前年比5%増加した。そのうち、とくに増加の著しかったのは、採掘部門と農業部門で、前者は36%、

主要品生産実績

品目	単位	数量	前年比増減%
電力	億KWH	117.7	2.8
石炭	千トン	14,040	6.1
鉄鉱石	〃	3,860	15.4
鋼塊	〃	1,022	- 2.7
鋼材	〃	762	20.4
化肥料	〃	853	9.5
硫酸	〃	221	- 30
活性ソーダ	〃	43	34.3
カーバイト	〃	191	6.7
セメント	〃	2,530	6.5
電動機	万台	54	10.2
トラクター	台	3,033	21.3
板ガラス	万平方メートル	523	- 5.6
織物	百万メートル	227	- 11.3

後者は34%それぞれ増加した。

(4) 国民所得は前年比10%増、労働者および事務職員の平均賃金は2%増加した。

◇ソ連・ブルガリア借款協定調印

2月16日から21日までブルガリアの共産党・政府代表団はソ連を訪問し、ソ連政府と両国間の経済、科学・技術協力問題について会談を行なった。この結果、発表された共同声明(19日付)によると、双方は両国間の経済、科学・技術上の協力を促進するために政府間委員会を設置し、またソ連はブルガリアの工業企業の建設を援助するため3億ルーピルの長期クレジットを供与することになった。

ちなみに、ブルガリアがソ連から受け入れた借款は、次のとおりであり、通常、期限10年、年利2%となってている。なお、このほか1957年に貸付の形で小麦170千トンを供給している。

ソ連の対ブルガリア年別借款額

	金額	資金用途
1956年	67.5百万ルーピル	家畜、トラクター、農機の買付け
〃	15.75 〃	工業設備の買付け
1957年	45.0 〃	
1958年	29.25 〃	
1964年	300.0 〃	工業企業建設
計	457.5 〃	